

議員提出第十二号議案

森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書

森林は、県土を保全し、水源を涵養するなど、安全な県民生活の基盤であり、同時に環境に優しい再生可能な資源である。この資源を有効活用して、森林・林業・木材産業の発展や地域の雇用創出などを進めることは、持続可能な循環型社会を構築する鍵と言える。

このような中、平成二十一年度に創設された三年間の基金事業である「森林整備加速化・林業再生事業」は、川上から川下に至る関係者が一体となって、間伐や路網整備、製材工場の規模拡大、公共木造施設の建築等の取組を進めるものであり、本県においても森林・林業の再生の兆しが見え始めたところである。

しかしながら、同事業は平成二十三年度で終了することとなっており、改革の緒に就いたばかりの今、このまま事業が終了すれば、ようやく進み始めた取組は減速され、改革の意欲もそがれることが懸念される。

本県の森林・林業の再生や、森林・林業再生プランに掲げた木材自給率五十パーセントの実現、さらに東日本大震災の復興にも必要とされている木材の安定供給を図るには、地域の創意工夫による弾力的かつ機動的な取組を可能とするこの基金事業が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、平成二十三年度補正予算の編成に当たって、基金事業である「森林整備加速化・林業再生事業」の継続と、森林・林業の再生に必要な安定的な財源を確保するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年八月三日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 西岡武夫殿

内閣総理大臣 菅直人殿

財務大臣 野田佳彦殿

農林水産大臣 鹿野道彦殿